

令和4年度 第3回

芦屋市青少年問題協議会

令和5年3月17日（金）10:00～12:00

芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
（オンライン併用）



芦屋市立青少年愛護センター

次 第

1 開会あいさつ

2 議 事

- (1) 保健センター事業について
こども・健康部 健康課
- (2) 学校教育の現状について
教育委員会 学校教育課
- (3) 進路追跡調査についての報告
教育委員会 青少年愛護センター
- (4) その他

5 閉 会

芦屋市青少年問題協議会委員名簿

(令和4年11月4日現在)

分野	団体名	氏名
学識経験者	大阪成蹊大学特別招聘教授	わたなべ あきお 渡部 昭男
	神戸大学大学院教授	やました こういち 山下 晃一
青少年関係団体の代表者	芦屋市自治会連合会 監査	たけうち やすゆき 竹内 安幸
	芦屋市保護司会 会長	しんどう まさこ 進藤 昌子
	芦屋市子ども会連絡協議会 常任理事	おおかわ けいこ 大川 啓子
	芦屋市PTA協議会 事務局長	ゆかわ ひろこ 湯川 裕子
	芦屋市民生児童委員協議会 主任児童委員	やまだ さち 山田 佐知
	芦屋市青少年育成愛護委員会 会長	いりえ のりえ 入江 祝栄
市民	市民公募委員	なかたに ひろみ 中谷 洋美
関係行政機関の職員	芦屋警察署 生活安全課 課長	たに けんたろう 谷 憲太郎
	芦屋市立精道中学校 校長	にしばた あつし 西端 充志
	芦屋市教育委員会 社会教育部 部長	ちゃじま なみ 茶嶋 奈美

— 抜粋 —

地方青少年問題協議会法（昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号）

（設置）

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区においては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

（所掌事務）

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

（条例への委任）

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

○芦屋市青少年問題協議会条例

昭和36年7月31日

条例第20号

改正 平成19年3月20日条例第14号

平成26年3月24日条例第6号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、芦屋市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平19条例14・平26条例6・一部改正）

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 青少年関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

（平19条例14・平26条例6・一部改正）

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（平19条例14・一部改正）

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平26条例6・全改）

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第6条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

(平26条例6・全改)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日条例第14号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芦屋市青少年問題協議会条例(以下「旧条例」という。)第2条第2項の規定により委嘱又は任命されている委員の任期は、平成27年8月31日までとする。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成27年8月31日までの間に、新たに委嘱又は任命される委員の任期は、この条例による改正後の芦屋市青少年問題協議会条例(以下「新条例」という。)第3条の規定にかかわらず、同日までとする。

4 新条例第4条第2項の規定は、施行日以後の新たな会長の選任について適用する。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

子ども・若者の健全育成に向けての提言

次代を担う子ども・若者が、心身ともに健やかでたくましく成長し、自立していくことは、市民すべての願いです。また、21世紀を明るく生き生きとした社会にするためのわれわれ大人に課せられた大きな命題でもあります。そのためには、「次代を担う青少年の育成は、社会全体の責務である」という認識に立った取組が必要です。

青少年問題協議会では、このたびの子ども・若者計画の策定に当たり議論を重ねてきた中で、予算、仕組み、方法等の問題でにわかに市の具体的な事業として計画において取り組むことが難しいもの、市の事業ではなく市民に改めて認識を深めていただく必要があると考えるもの、あるいは子ども・若者に関して各家庭のあり方や地域団体に協力を求めていくものなどについて、このたびの計画とは別に提言としてまとめ、市をはじめとする関係機関に取り組みを求めていくこととしました。

このような提言については、今後も本協議会の議論が進展するに応じて適宜発信してまいります。今回は次の6点について関係者の取り組みを求めたいと考えています。

「 提言内容 」

(1) 子ども・若者の遊び場（居場所）を確保する

芦屋市の子どもの体力は、小学校6年生、中学校3年生とも、また男女いずれにおいても全国の平均を下回っています。有名校への進学を志向する傾向が強ければ強いほど、保護者の意識の中で学力のことに比べ外遊びやスポーツの重要性を軽視する傾向があると考えられます。人間の体力の発達については幼児期や小学校期が最も大切な時期であり、体力や運動能力の向上が学力の向上や人格の形成に重要な役割を果たすということが多くの研究の結果わかってきています。生活の利便化や生活様式の変化は、日常生活の中で子どもたちが身体を動かす機会の減少を招いているとともに、夢中になれる遊び場のないことが、子どもから遊びを奪っていることの深刻さに気づかない市民を増やしています。本市と市民はこの問題をもっと真剣に受け止める必要があります。

(2) 健全な家庭づくりへの支援を進める

家庭によって子どもの育ちは変わります。社会の発展と核家族化そして親の価値観の多様化等を背景として、家庭での教育に不安や悩みを抱えている親が増えている状況があります。同様の問題を抱えている先進諸国の中には離婚の増加や荒れた子どもの問題に直面して工夫を重ねている国が少なくありません。育児講座の名称を改め両親講座と呼ぶなど、子どもが生まれた父親は誕生時や乳幼児検診に際して母親とともに出席することが義務付けられ、出席させない企業は罰せられるところまで徹底している国もあります。

現代の社会では、親になるための学びの場を必要としているのは母親だけではありません。親子関係を母子だけに限定せず、母親・父親がしっかり研修を受けて、子育てについての共通理解を促進する仕組みが必要な時代になっているのです。

(3) 寛容なまちづくりへの理解を求める

子どもの声が騒音に当たるかどうかの問題になり、平穏な生活との関係で訴訟が全国で相次いでいます。その原因として社会の少子化などにより子どもがいる生活が日常ではなくなったことや子どもへの思いが多様化したこと等が指摘されています。芦屋市でも「若者が集まっていると怖い」とか「子どもの遊び声がうるさい」、あるいは「遊びやスポーツはほこりが立つからやめて」という苦情が絶えません。

ドイツの格言のごとく「子どもたちの騒音は将来の音楽」なのか、それとも「子どもたちの騒音は親の怠慢」なのか。子ども若者の問題に関わる私たちは、子ども・若者の活動に地域の理解と協力と参加を求め、相互理解を進めていくために、啓発をはじめとした取り組みを考えていく必要があります。

(4) 苦情を課題として捉え地域・行政で考える場を設定する

市民から子どもと若者に関する苦情が入ると、行政機関はその立場上、苦情に沿った対応を迫られることになりがちです。その場合、行政機関は問題の一方の当事者に同調する結果を招き、苦情の内容についての公平な評価の機会を逸してしまうことも少なくありません。それでは他方の当事者(子どもや若者)の利益や信頼という大切なものを失ってしまうことにもなります。

苦情は市と市民にとって大切な問題提起でもあります。苦情を地域として受け止め議論ができる仕組みを構想し、譲り合いと歩み寄りの中で子どもや若者の成長を見守る本当の意味で豊かなまちを作る必要があります。

(5)不登校・ニート・ひきこもり支援の具体化に向けて一歩

踏み込んだ工夫を求める

計画の基本理念にもあるように、困難を有する子ども・若者の育ち直しを支える具体的な支援事業を展開する必要があります。今回のアンケート結果からも、特に学校卒業後は「誰にも相談しない」でひきこもる子ども・若者が、本市にも相当数いることがわかっています。

中学卒業後の進路追跡による実態把握の事業を早期に実施するとともに、当事者を支援するための施策にとどまらず、保護者の悩みや不安に応える家族支援や保護者同士が支え合う親の会の発足・運営支援など、情報提供を越えた支援策についての工夫が必要になっています。

(6)ネット社会に生きる子ども達への支援といじめや

不登校の相談体制の強化をする

子どもたちの心身の発達に対する負の影響を考慮して、今日までの子どもたちのスマホや携帯の使用については、それを制限する方向で指導してきました。しかし IT 技術の発達と急激な社会への普及、そして子ども・若者世代への浸透は今日までの指導と対応の方向を早急に見直すことを求めています。そのため、本市においても子ども達のスマホや IT 機器の使用については、使用の方法とともに情報に関するモラルや人権などを積極的に指導できる条件を整備する必要があります。また、それとも関連して、いじめや不登校あるいは虐待に関する相談体制を整備、周知して、多様化する相談内容に対応し、支援できる街づくりに取り組む必要があります。

平成28年1月20日

令和 2年3月 提言(6)を追加

芦屋市青少年問題協議会